

共済組合掛金率・負担金率一覧表

(千分率) 令和7年4月～令和8年3月 令和7年4月1日現在

掛金・負担金率			給 料									
			掛金率	負担金率			合 計	掛金率	負担金率			合 計
				県	職員団体	共済組合			県	職員団体	共済組合	
区分	組合員別											
短期経理 短期分	知 事	特別職	47.98	48.89		96.87	47.98	48.89			96.87	
	一 般											
本部送金率	専 従		47.98	0.91	47.98	96.87	47.98	0.91	47.98		96.87	
	共 済		47.98		47.98	95.96	47.98			47.98	95.96	
	後期高齢		2.52	3.43		5.95	2.52	3.43			5.95	
	100%	任意継続	95.96			95.96					—	
保健経理 福祉分	知 事	特別職	1.38	1.38		2.76	1.38	1.38			2.76	
	一 般											
本部送金率 30%	専 従		1.38		1.38	2.76	1.38		1.38		2.76	
	共 済		1.38		1.38	2.76	1.38			1.38	2.76	
	後期高齢		1.38	1.38		2.56	1.38	1.38			2.56	
短期経理 介護分	知 事	特別職	8.09	8.09		16.18	8.09	8.09			16.18	
	一 般											
	専 従		8.09		8.09	16.18	8.09		8.09		16.18	
	共 済		8.09		8.09	16.18	8.09			8.09	16.18	
厚生年金保険 経理	組合員保 険料・負 担金	知 事	91.50	91.50		183.00	91.50	91.50			183.00	
		特別職										
		一 般										
	本部送金率 100%	専 従	91.50		91.50	183.00	91.50		91.50		183.00	
		共 済	91.50		91.50	183.00	91.50			91.50	183.00	
	追加 費用	知 事		12.3		12.3					—	
		特別職										
		一 般										
本部送金率 100%	専 従		12.3		12.3					—		
	共 済				12.3	12.3				—		
基礎 年金 拠出金	知 事		41.5		41.5		41.5				41.5	
	特別職											
	一 般											
本部送金率 100%	専 従		41.5		41.5		41.5				41.5	
	共 済		—		—		—			—		
退職等 年金経理	知 事	7.5	7.5		15.0	7.5	7.5				15.0	
	特別職											
	一 般											
本部送金率 30%	専 従	7.5		7.5	15.0	7.5		7.5			15.0	
	共 済	7.5			7.5	7.5			7.5		15.0	
経過的長期 経理	公務等 給付	知 事		0.0939		0.0939		0.0939			0.0939	
		特別職										
	一 般											
	本部送金率 30%	専 従		0.0939		0.0939		0.0939			0.0939	
		共 済			0.0939	0.0939			0.0939		0.0939	
	追加 費用	知 事		0.8		0.8					—	
特別職												
本部送金率 100%	専 従		0.8		0.8					—		
	共 済				0.8	0.8				—		
業務経理 事務費	知 事		8,310円		8,310円						—	
	特別職											
	一 般											
本部送付金 組合員1人当 たり 円	専 従		8,310円		8,310円					—		
	共 済				—					—		

- 注1 掛金・負担金の算定基礎となる標準報酬月額額の最高限度額・最低限度額
- | | | |
|---------|-------------------|----------------|
| (短期・介護) | 最高限度額 1,390,000 円 | 最低限度額 58,000 円 |
| (厚生年金) | 最高限度額 650,000 円 | 最低限度額 88,000 円 |
| (退職等年金) | 最高限度額 650,000 円 | 最低限度額 88,000 円 |
- 2 掛金・負担金の算定基礎となる標準期末手当等の最高限度額
- | | | |
|--------------|-------------------|-------------------------|
| (短期・介護) | 最高限度額 5,730,000 円 | ・・・年度中に受けた期末手当等の額の累計の上限 |
| (厚生年金・退職等年金) | 最高限度額 1,500,000 円 | ・・・期末手当等を受けた月毎のそれぞれの上限 |
- 3 任意継続組合員に係る平均給料額 (短期・介護) 440,000 円
- 4 実際に短期掛金を計算する場合、短期掛金率に福祉掛金率を加えた率で計算すること。
- 5 育児休業期間中の共済掛金は、その開始月から当該育児休業に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月まで免除する(ただし、3歳に達する日が月の末日の場合は3歳に達した月まで免除)。
- 6 産前産後期間中の共済掛金は、産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)、産後8週間のうち労務に従事しなかった期間について免除する。
- 7 介護保険に該当する組合員は40歳以上65歳未満の組合員が対象です。
- 8 厚生年金保険に該当する組合員は70歳未満の組合員が対象です。
- 9 短期負担金の欄は、育児休業に要する費用の公的負担金を含む。
- 10 75歳以上の後期高齢者等組合員(一般)の福祉掛金・負担金、退職等年金給付掛金・負担金、経過的長期経理負担金の率は一般組合員と同率となります(介護分及び厚生年金は対象外)。
- 11 事務費には特定健康診査等事業費を含む。(事務費 8,083円) + (特定健康診査等負担金227円)

短期負担 金に含む	育休介護手当に係る公的負担 公 的 負 担 金 率	
	給 料	期 末
知 事	0.91	0.91
特別職		
一 般		
専 従		
共 済		

- ★ 厚生年金給付経理は、年金の１・２階部分
- ★ 厚生年金給付と基礎年金拠出金（公的負担）は算定方法が異なるため分けて計算
- ★ 保険料率のうち掛金分・負担金分を、暫定的に掛金率・負担金率に表記している。
 厚生年金のみ計算方法が別（標準報酬×保険料率※） ※保険料率とは掛金と負担金を合わせたもの
 ①保険料額・・・標準報酬月額（または期末等額）の総額×保険料率（端数切り捨て）

- ②組合員保険料・・・個人ごとの標準報酬月額×保険料率÷２（５０銭以下切捨て、５０銭超切り上げ
- ③事業主負担・・・①－②

- ★ 退職等年金給付経理・・・新３階

- ★ 経過的長期給付経理は旧職域加算部分に係る公的負担
 （公務等による傷害共済年金又は公務等による遺族共済年金要する費用）

共済組合掛金率・負担金率一覧表（派遣職員）

(千分率)		令和7年4月～令和8年3月				令和7年4月1日現在			
区分 組合員別		掛金・負担金率		給 料			期末手当等		
		掛金率	負担金率		合 計	掛金率	負担金率		合 計
			県	派遣団体			県	派遣団体	
短期経理 短期分	短期掛金・負担金	47.98		47.98	95.96	47.98		47.98	95.96
	育児休業手当金 及び介護休業手当金 に係る公的負担金		0.91		0.91		0.91		0.91
保健経理 福祉分	福祉掛金・負担金	1.38		1.38	2.76	1.38		1.38	2.76
短期経理 介護分	介護保険掛金・負担金	8.09		8.09	16.18	8.09		8.09	16.18
厚生年金 保険経理	組合員保険料・負担金	91.50		91.50	183.00	91.50		91.50	183.00
	追加費用		12.3		12.3				—
	基礎年金拠出金 に係る公的負担金		41.5		41.5		41.5		41.5
退職等 年金経理	掛金・負担金	7.50		7.50	15.00	7.50		7.50	15.00
経過的 長期経理	公務等による傷害共済年金・ 遺族共済年金に要する費用 （公的負担）			0.0939	0.0939			0.0939	0.0939
	追加費用		0.8		0.8				—
業務経理	事務費分		8,310円		8,310円				—
	子ども・子育て手当拠出金			3.60	3.60			3.60	3.60

- 注1 掛金・負担金の算定基礎となる標準報酬月額額の最高限度額・最低限度額
(短期・介護) 最高限度額 1,390,000 円 最低限度額 58,000 円
(厚生年金) 最高限度額 650,000 円 最低限度額 88,000 円
(退職等年金) 最高限度額 650,000 円 最低限度額 88,000 円
- 2 掛金・負担金の算定基礎となる標準期末手当等の最高限度額
(短期・介護) 最高限度額 5,730,000 円 ・ ・ ・ 年度中に受けた期末手当等の額の累計の上限
(厚生年金・退職等年金) 最高限度額 1,500,000 円 ・ ・ ・ 期末手当等を受けた月毎のそれぞれの上限
- 3 実際に短期掛金を計算する場合、短期掛金率に福祉掛金率を加えた率で計算すること。
- 4 育児休業期間中の共済掛金は、その開始月から当該育児休業に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月まで免除する。
(ただし、3歳に達する日が月の末日の場合は3歳に達した月まで免除)
- 5 産前産後期間中の共済掛金は、産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後8週間のうち労務に従事しなかった期間について免除する。
- 6 介護保険に該当する組合員は40歳以上65歳未満
- 7 短期負担金の欄は、育児休業に要する費用の公的負担金を含む。
- 8 事務費には特定健康診査等事業費を含む。（事務費8,210円）＋（特定健康診査等負担金227円）

共済組合掛金率・負担金率一覧表（退職派遣者）

(千分率)		令和7年4月～令和8年3月				令和7年4月1日現在			
区分 組合員別		掛金・負担金率		給 料			期末手当等		
		掛金率	負担金率		合 計	掛金率	負担金率		合 計
			県	派遣団体			県	派遣団体	
厚生年金 保険経理	組合員保険料・負担金	91.50		91.50	183.00	91.50		91.50	183.00
	追加費用		12.3		12.3				—
	基礎年金拠出金 に係る公的負担金		41.5		41.5		41.5		41.5
退職等 年金経理	退職等年金給付 掛金・負担金	7.5		7.5	15.0	7.5		7.5	15.0
経過的 長期経理	公務等による傷害共済年金・ 遺族共済年金に要する費用 （公的負担）			0.0939	0.0939			0.0939	0.0939
	追加費用		0.8		0.8				—
業務経理	事務費分		8,310円		8,310円				—
	子ども・子育て手当拠出金			3.6	3.6			3.6	3.6

- 注1 掛金・負担金の算定基礎となる標準報酬月額額の最高限度額・最低限度額
(厚生年金) 最高限度額 650,000 円 最低限度額 88,000 円
(退職等年金) 最高限度額 650,000 円 最低限度額 98,000 円
- 2 掛金・負担金の算定基礎となる標準期末手当等の最高限度額
(厚生年金・退職等年金) 最高限度額 1,500,000 円 ・ ・ ・ 期末手当等を受けた月毎のそれぞれの上限
- 3 育児休業期間中の共済掛金は、その開始月から当該育児休業に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月まで免除する。
(ただし、3歳に達する日が月の末日の場合は3歳に達した月まで免除)
- 4 産前産後期間中の共済掛金は、産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後8週間のうち労務に従事しなかった期間について免除する。
- 5 事務費には特定健康診査等事業費を含む。（事務費8,210円）＋（特定健康診査等負担金227円）

互 助 会 掛 金 率 一 覧 表

令和7年4月1日現在

会 員 種 別	掛 金 率		
	療 養 費 経 理 ※ (非 課 税 分)	福 祉 経 理 (課 税 分)	合 計
有 被 会 員	$\frac{2.25}{1,000}$	$\frac{2.75}{1,000}$	$\frac{5}{1,000}$
単 身 会 員	$\frac{0.25}{1,000}$	$\frac{2.75}{1,000}$	$\frac{3}{1,000}$

有被会員：被扶養者を有する会員
単身会員：被扶養者を有しない会員

※ 所得税法第74条、所得税法施行令第208条第2項の規定に基づき療養費経理に係る掛金は社会保険料控除の対象となります。